

## 泉南市企業立地促進条例のあらまし

本市への企業の立地を推進し、経済の活性化及び新たな雇用の創出を図ることにより、市民生活の安定及び市勢の発展に寄与することを目的として制定されたもの。

施行日：令和2年4月1日

改正日：令和5年9月28日

### <1. 対象地域>

- ・泉南市内全域

### <2. 対象事業者>

- ・奨励及び助成措置を受けることができる対象事業者

(下記要件をすべて満たす者)

- ① 本市の区域内で事業所を新設
- ② 事業所として面積が1,000平方メートル(飲食サービス業を行う事業者については、500平方メートル)以上の土地を取得又は賃借
- ③ 延床面積が1,000平方メートル(飲食サービス業を行う事業者については、200平方メートル)以上の家屋を新築、建替又は増設
- ④ 下記のいずれかの事業を行う事業者

日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)による分類	主な業種	条例第3条第1項
製造業	食料品、飲料、繊維、印刷、化学などの各種製品の生産	第1号
情報通信業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業など	第2号
運輸業、郵便業	道路旅客運送業、道路貨物運送業、般空運輸業など	第3号
卸売業、小売業	各種商品卸売業、各種商品小売業など	第4号
学術・開発研究機関	自然科学研究所、人文・社会学研究所など	第5号
宿泊業	旅館、ホテルなど	第6号

飲食サービス業	飲食店など	第7号
生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業など	第8号

### <3. 指定事業者>

対象事業者のうち、指定要件をすべて満たす者を次に掲げる区分ごとに指定事業者に指定

区分	指定要件	条例 第5条 第2項
第1号指定事業者	対象事業者のうち、第2号指定事業者及び第3号指定事業者に該当しない指定事業者	第1号
第2号指定事業者	対象事業者のうち、条例第3条第1項第6号に規定する宿泊業を行う指定事業者	第2号
第3号指定事業者	対象事業者のうち、条例第2条第1項第14号に規定する本社機能(※)を有する事業所を本市に設置する指定事業者	第3号

※本社機能・・・事業所が有する機能のうち、総務部門、人事部門、企画部門、経理部門、事業統括部門その他の事業者等の中核活動をいう

### <4. 奨励及び助成措置の内容>

指定事業者
<p>①立地促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した土地及び家屋に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の1に相当する額を5年間交付</li> <li>・1会計年度につき第1号指定事業者の場合は上限2,000万円、第2号指定事業者又は第3号指定事業者の場合は上限3,000万円</li> </ul> <p>②雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操業開始日から2年を経過した日において、1年以上継続して市民を新規正規従業員として雇用している場合、新規正規従業員1人につき20万円を1回に限り交付</li> <li>・1,000万円を上限</li> </ul>

③水道料金又は下水道使用料助成金

- ・事業の操業開始日から2年を経過した日において、指定事業者が納付した水道料金又は下水道使用料について、その額に10分の1を乗じて得た額を1回に限り交付

- ・100万円を上限

④地域環境保全対策奨励金（第2号指定事業者のみ対象）

- ・事業所の新設、建て替え又は増設に併せて、周辺環境対策、周辺防災対策又は周辺景観保全対策のために資すると市長が認める施設及び設備を整備した場合、当該施設等の整備に係る費用について、交付する。

- ・3,000万円を上限

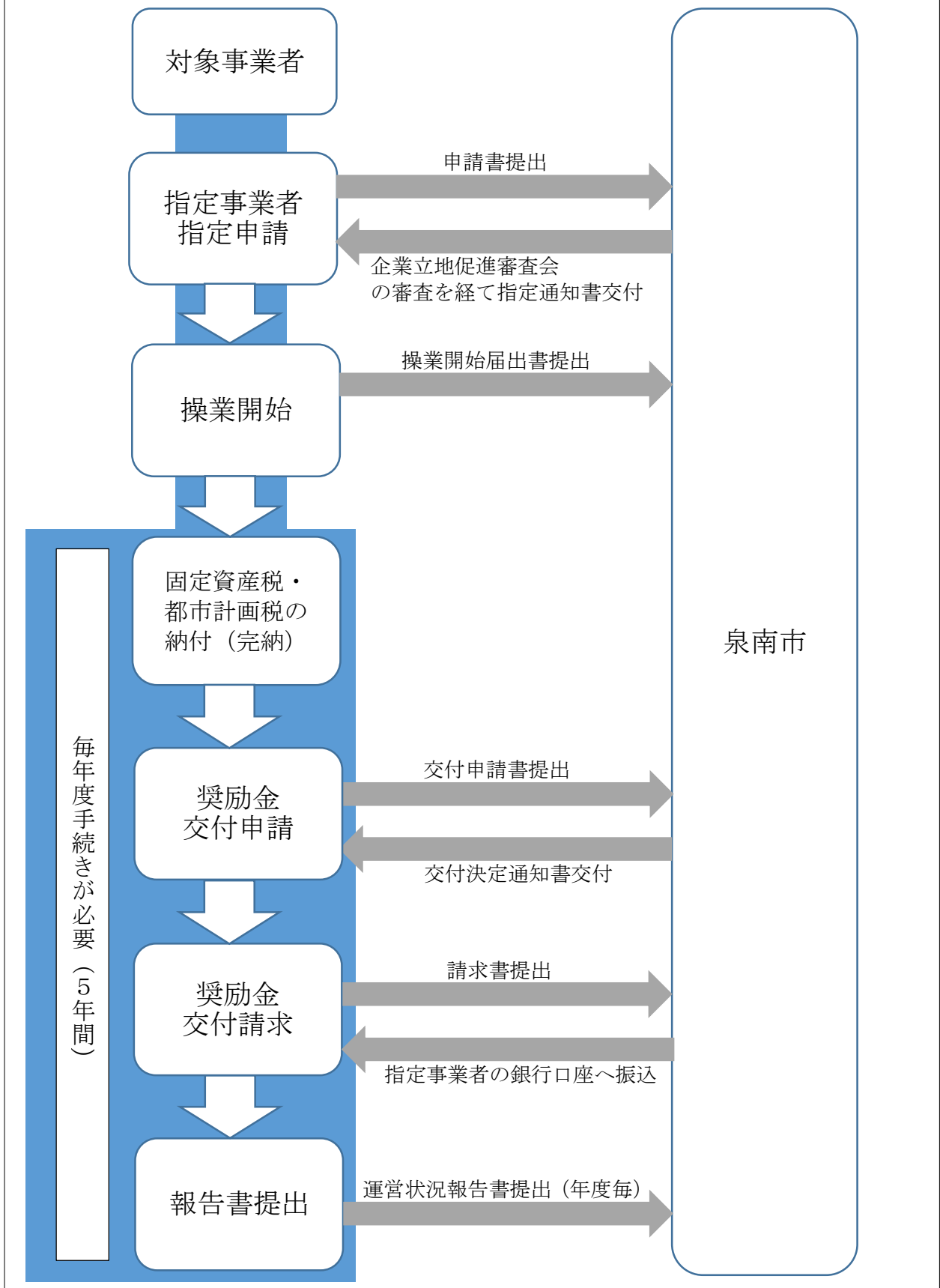
土地所有者（指定事業者に自己の所有する土地を賃貸した者）

土地活用促進奨励金

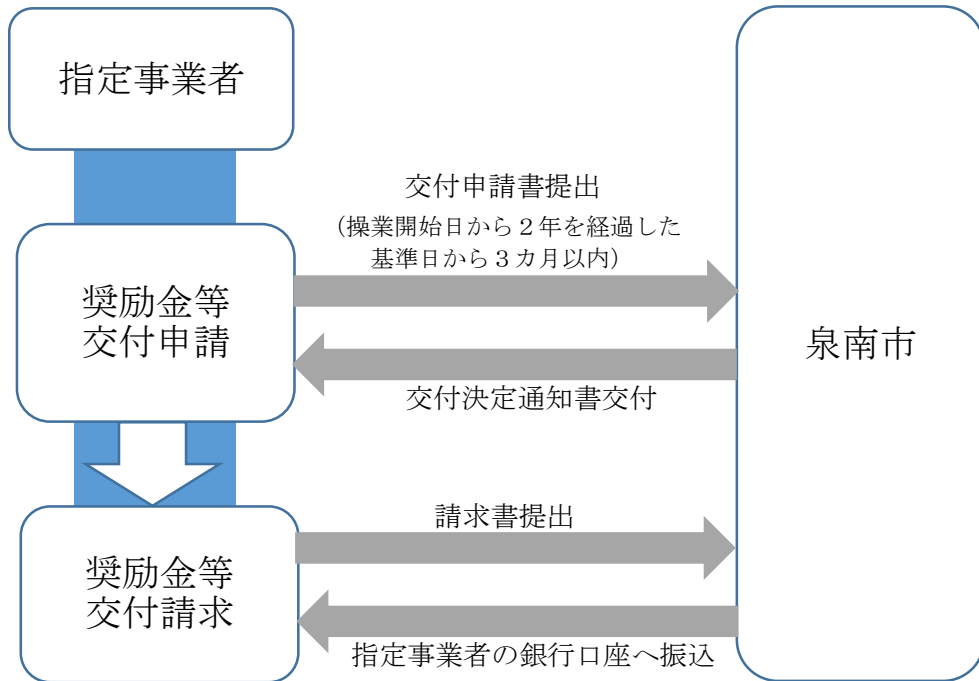
- ・指定事業者が新たに土地を賃借することによって、当該土地に係る固定資産税の課税標準額が賃借する以前に比して2倍以上となるときは、当該土地所有者に対し、土地に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の1に相当する額を5年間交付

- ・1会計年度につき第1号指定事業者の場合は上限2,000万円、第2号指定事業者又は第3号指定事業者の場合は上限3,000万円

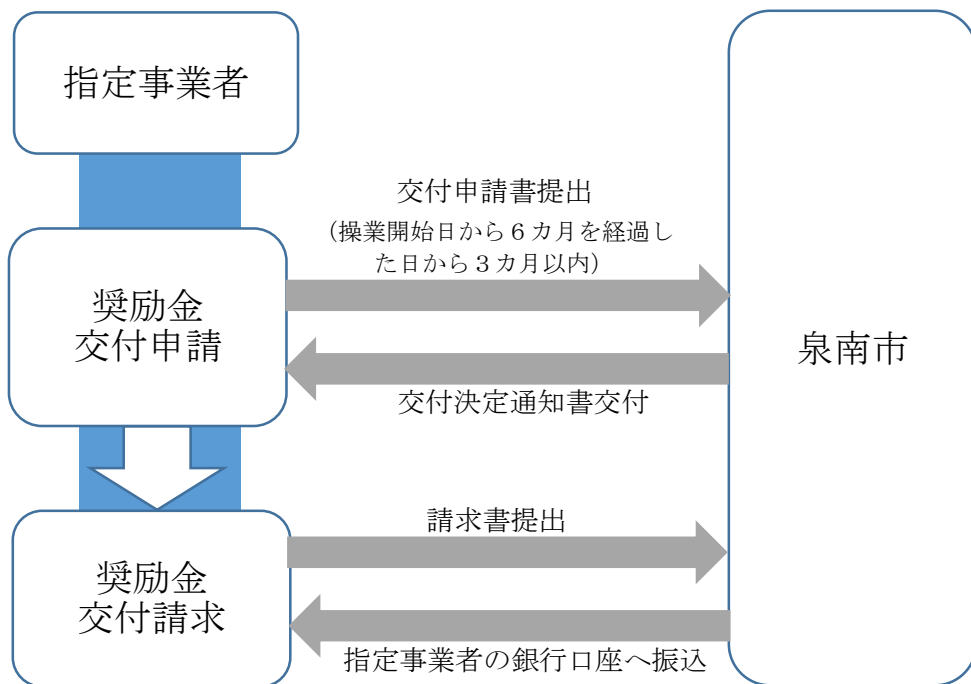
# 企業立地促進制度 手続きの流れ (立地促進奨励金)



## 雇用促進奨励金・水道料金又は下水道使用料助成金 手続きの流れ



## 地域環境保全対策奨励金の手続きの流れ



# 土地活用促進奨励金 手続きの流れ

土地所有者

固定資産税・  
都市計画税の  
納付（完納）

毎年度手続きが必要  
（2年間）

奨励金  
交付申請

交付申請書提出

泉南市

交付決定通知書交付

奨励金  
交付請求

請求書提出

土地所有者の銀行口座へ振込